

## 香川県こども計画（素案）について

### 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先  
 子ども政策課 総務・子ども未来応援グループ  
 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号  
 電話:087-832-3282/FAX:087-806-0207  
 E-mail:kosodate@pref.kagawa.lg.jp

令和7年12月5日から令和8年1月5日までの1カ月間、香川県こども計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、4個人と2団体から36件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

| 〈ご意見の提出者数〉 |    | 〈提出されたご意見の数〉                 |     |
|------------|----|------------------------------|-----|
| 個人         | 4件 | 計画の性格・期間や基本理念等に関する事          | 3件  |
| 団体         | 2件 | 【こどもの誕生前から幼児期まで】の施策に関する事     | 1件  |
| 合計         | 6件 | 【学童期・思春期】の施策に関する事            | 4件  |
|            |    | 【青年期】の施策に関する事                | 2件  |
|            |    | 【成長過程を切れ目なく支える環境づくり】の施策に関する事 | 7件  |
|            |    | 困難に直面するこどもへの施策に関する事          | 6件  |
|            |    | 子育て当事者の施策に関する事               | 2件  |
|            |    | その他全般的な事                     | 11件 |
|            |    | 合 計                          | 36件 |

| ご意見（要約）   | ご意見に対する県の考え方   |
|---|--|
| 計画の性格・期間や基本理念等に関すること  |  |
| <p><b>2頁：第1 II 計画の性格</b></p> <p>○ひとつの形式として必要な内容なのかもしれないが、行政職員や専門職ではない一般の県民からすると酷く解り辛い内容なのではないかと思う。また、このような「酷く解り辛い内容」が計画の最初に書かれていることで、読み進める気が失せてしまうのではないかと考える。どうしても必要であれば、計画の最後に記載する等の方法や、当該計画の内容を一言で説明する文言を考慮した方が良いと考える。「〇〇法〇条に規定する〇〇」という表記は、その法律・条文の内容が頭に入っているという前提であり、そうではないの方が県民の大多数ではないかと考える。</p>   | <p>子ども・子育て支援法をはじめ、各種法令に基づく計画を一体のものとして本計画を策定しているため、県としては、計画の根拠となる法令を明示する必要があると考えております。</p>  |
| <p><b>3頁：第1 III 計画の期間</b></p> <p>○計画期間のずれについて<br/>         こども計画(素案)の期間【R8(2026)～R12((2030)：5年間】と、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の量の見込みの計画期間【R7((2025)～R11(2029))：5年間】のズレによるこども計画最終年度である2030年度の量の見込みを及び提供体制の確保に係る数値についても提示することが必要である。</p>   | <p>子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容について、各市町の計画に基づき設定しています。</p> <p>今後、市町計画の計画期間の変更に合わせ、香川県こども計画における数値も変更する予定です。</p>                           |
| <p><b>39頁：第3 I 基本理念</b></p> <p>○基本理念に「すべてのこどもの権利を保障し、未来への可能性を広げ、…（以下省略）…」と、太字下線で加筆した文言を入れ、国連の「こどもの権利条約」、わが国の「こども基本法」、「児童福祉法」で示された「こどもの権利」とその保障という考え方を基本理念として明確に示すことを提案する。</p> <p>「こどもの権利条約」を我が国が批准して30年余り経つが、まだまだ県民一人ひとり、子どもたち一人ひとりに「こどもの権利」についての理解が浸透しているようには感じられないため、この計画策定、実施の前提条件として、その点を基本理念の中に明記していただきたい。</p> <p>また、「(趣旨)」の文章を、上記と同様の理由で、「すべての子どもたちがその権利を保障され、自分らしく成長し、…（以下省略）…」と、太字下線で加筆した文言を入れることを提案する。</p> | <p>基本理念については、本計画が目指したい姿を文章にしたものですが、ご指摘の「権利の保障」については、その目指したい姿を達成するために、常に意識すべきことであるという考えのもと、基本的視点として記載していますのでご理解ください。</p> <p>「(趣旨)」についても、同様です。</p> |

【こどもの誕生前から幼児期まで】の施策に関すること

・保育所等、放課後児童クラブに関すること

24 頁：第 2 V 保育所等、放課後児童クラブの利用状況

○女性の社会進出や活躍が不可欠な社会・経済構造へと大きく変化していることは言うまでもないが、そのため、女性に出産かキャリアかの選択を強いていることも事実だと思われる。働く女性のキャリアに不利とされないための取組・施策が必要不可欠である。働きながら子育てが出来る環境整備が必要不可欠である。

○保育施設と放課後児童クラブの待機児童問題を早急に解消することが必要だが、「保育施設等の待機児童数」も「放課後児童クラブの待機児童数」も、その算出方法において、実態をあらわさない待機児童数となる様な、国からの通知に基づいた「みせかけの待機児童数」を公表して、そのみせかけの待機児童数に基づいた取組・施策を立案している限り、待機児童数の解消には繋がらないと感じる。

提案として、

1 国の通知に基づく待機児童数だけでなく、「真の待機児童数」も併せて公表すること

2 国の通知(待機児童数の算出方法) を公表し、通知に基づき「真の待機児童数」から除外している人数も公表すること

3 真の待機児童を解消する為の取組・施策(量の確保)を計画し、実行すること

4 高松市の保育所で、他の市町からの通勤者のこどもを受け入れることを可能にすること

4 の取組みは、高松市では出来ないと思われる。県内の市町の壁を打破することが必要であり、こども計画 43 頁に「これまでの考え方や枠組みにとらわれず、どんな些細なことでも、変化を恐れず、前向きに挑戦し続けること、そして、流れを変えるという機運の醸成が不可欠です」と記載されているので、実践を期待する。不足している保育士の確保についても、市町間での融通も必要である。

いただいたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。

なお、待機児童数調査については、国が公表している「保育所等利用待機児童数調査要領(こども家庭庁成育局保育政策課長通知別紙)」等に基づき集計・公表を行っておりますが、あわせて、入所申込児童数及び入所児童数の公表を行っております。

| 【学童期・思春期】の施策に関すること   |   |
|--|---|
| ・学校教育等の推進に関すること  |   |
| 55 頁：第 4 I-3 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進（「現状と課題」）  |   |
| <p>○学校教育になじめないで学習困難や不登校状態になっている子どもたちの現状があることを明記し、「安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の保障」の課題があることを明記していただきたい。</p> <p>その上で、「取り組みの方向」としては、「(1) 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進」の前に、「(1) すべてのこどもが安心して、楽しく学べる学校教育の保障」として、「①誰ひとり取り残さない学校運営の推進」として、例えば「○一人ひとりのこどもの状態をていねいに把握し、こどもの意見をていねいに聴きとり、学級不適応や不登校状態などに陥らないためのきめ細やかな教育環境の工夫と整備を進めます。」という文言などの取り組みの方向を入れることを提案する。それらの取り組みは、「確かな学力の育成」に取り組む前提としての取り組み課題だと考えるからである。</p> | <p>ご意見のとおり、すべてのこどもが安心して、楽しく学べる学校教育を保障していくことは重要であると考えており、施策体系において「こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進」と設定しています。「取り組みの方向」に記載している様々な施策を推進することにより、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実に努めます。</p> <p>なお、ご指摘の不登校等に対する取り組みについては、92 頁に掲載しておりますので、ご提案のとおり記載とすることは考えておりません。</p> |
| 56 頁：第 4 I-3 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進 (2) 豊かな心の育成   |   |
| <p>○「①道徳教育の充実」と「②人権教育の推進」は、①と②の順序を入れ替えて、①の文言は「①人権教育の徹底」とし、「②道徳教育の充実」とすることを提案する。</p> <p>○「道徳教育」の大切さは理解するが、その前提条件として、すべての子どもたちがおとなと同様に自らが「人権（基本的人権）」を持っている権利の主体者であることを学び、子どもたちが互いにその人権を尊重し合うことの大切さを学ぶことが大事であるので、子どもたちが「人権（基本的人権）」を単に知識としてではなく、実際に学校教育等の中で生活体験を通して学び、身につけていくことができるよう、「こどもの権利」についての学習も入れていただけるよう希望する。</p>  | <p>記載の順番によって、取り組みの重要性や優先度が変わるものではありませんので、原案のとおりとします。</p> <p>また、多様な教育実践の中で、子どもたちが互いに人権を尊重し合うことの大切さを学ぶことのできる学校教育・社会教育の推進に努めます。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>・こどもの居場所に関すること</p>  |   |
| <p>59 頁：第 4 I-4 こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくり</p> <p>○ ネット上の趣味コミュニティや Discord・ゲーム内 VTuber 配信などが、現実での逃げ場のない子のセーフティネットになっている、病気や障害で外出が難しい子にとって、ネットがほぼ唯一の社会参加手段である、といった「生存・成長にとってのポジティブな役割」が書かれていない。</p> <p>オンラインの「居場所」（チャット・ゲーム・SNS など）を頭ごなしに否定せず、安全な場の作り方、大人の見守り方、困った時の相談導線を整えてほしい。</p> <p>○ 児童館、放課後児童クラブ、地域子ども食堂、学習支援の場など、物理的な場にはほぼ限定されているが、実際には引きこもり・不登校・発達障害で対面がづらい子、LGBTQ+やオタク趣味などで地域に仲間がいない子にとっては、Discord・SNS・オンラインゲーム・動画配信コミュニティなどが主な「居場所」になっているため、「居場所づくり」の中に、オンライン上のユースワーク（職員が関わる公式のチャット／配信／相談窓口）、趣味ベースのオンラインコミュニティ（ゲーム、創作、推し活など）と行政・NPO の連携、ネット上の居場所でのトラブル（晒し・炎上・ハラスメント）を相談できる窓口、を含めるとともに、「ネットの居場所」を否定するのではなく、安全に使えるようにする、というスタンスを明文化してほしい。</p> | <p>オンラインの居場所については、ひきこもりや不登校など、孤立しがちなこどもとつながるための重要な役割を果たすコミュニティと認識しており、ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>95 頁「(2) つながりを持ちにくいこども・若者への支援」の 3 つ目の○</p> <p>「…(省略)…つながりが希薄なこどもが、自分に合った居場所(オンラインを含む)を選択でき、…(以下省略)…」</p> <p>なお、ご指摘のページは、リアルな居場所づくりを記載しているものですのでご理解ください。</p> |
| <p>・郷土を支える教育に関すること</p>   |   |
| <p>61 頁：第 4 I-5 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 (1) 郷土を支える教育の推進 ①社会に参画する力の育成</p> <p>○ 「○」の冒頭に、「小・中学校、高校での発達段階に応じ、社会をよくするために…(以下省略)…」と太字下線で加筆した文言を入れることを提案する。「社会に参画する力の育成」は、本来は乳幼児期の就学前の保育・教育から始めるべきであるが、少なくとも小・中学校から高校までの主に学校教育の中で、子どもの発達段階に応じて体系的に繰り返し継続的に行われる必要があると考える。</p>   | <p>ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>「<u>小・中学校、高校での発達段階に応じ、社会をよくするために…(以下省略)…</u>」</p>  |

| 【青年期】の施策に関すること   |  |
|--|--|
| ・高等教育の充実に関すること   |  |
| <p><b>64 頁：第 4 I-6 高等教育の就学支援、高等教育の充実</b></p> <p>○「高等教育」と言うと、文脈上、全日制高校、対面大学、専門学校が主対象になっているようで、通信制・ネット大学・オンラインスクールの位置づけがあいまいであり、不登校・発達障害・HSP・精神疾患などを抱えつつ学び続けるには、通信制高校・サポート校・オンライン大学・放送大学・単位互換のeラーニングが非常に重要なルートであるのに、政策上「見えていない」印象を与えかねない。</p> <p>このことから、「高等教育の充実」に、通信制高校・通信制大学・オンライン講座を含めた、多様な学びのルートを整備・周知すること、経済的支援（給付奨学金等）や、学び直し・再入学の支援に、オンライン・通信も含めること、を書き込んでほしい。</p>   | <p>ご指摘のオンライン大学等は、高等教育機関の一つとして認識しておりますが、本計画では個別の就学環境に特化した記載はしておりませんのでご理解ください。</p> |
| ・若者の就業支援に関すること   |  |
| <p><b>65 頁：第 4 I-7 若者の経済的基盤の安定への支援</b></p> <p>○若者就労支援の章で、在宅・フリーランス・クリエイティブ系オンラインワーク（配信、動画編集、同人・インディーゲーム制作など）が、グレーで、遊び的な扱いにならないよう、収入・権利保護・健康管理を含めたキャリア支援を入れてほしい。</p> <p>○計画全体では、就労・ワークライフバランスのところで「多様な働き方」としてのテレワークは想定されているが、子ども・若者本人の「働き方」、子どもの生活リズム・家庭内人間関係への影響、といった視点が弱い。実際には、発達障害・慢性疾患・メンタルの課題を持つ若者にとって、リモートワークは重要な就労機会である。</p> <p>テレワーク・リモートワークを、障害・病気・不登校経験などのある若者の重要な選択肢と位置づけ、その前提となる在宅環境・ICT 機器・ネット回線の整備支援や孤立を防ぐためのオンライン社内コミュニケーション支援を入れてほしい。</p> <p>また、テレワーク・在宅ワークを、障害・病気のある若者の主要な選択肢として位置づけ、そのための職業訓練（IT スキル、オンラインコミュニケーション、労働法の知識など）を入れてほしい。</p> | <p>ご指摘のテレワークは、若者の就労環境の一つとして認識しておりますが、本計画では個別の就労環境に特化した記載はしておりませんのでご理解ください。</p>   |

| 【成長過程を切れ目なく支える環境づくり】の施策に関すること   |   |
|---|---|
| ・ネット・ゲーム依存対策に関すること  |   |
| 76 頁：第 4 I-11 こどもの情報モラル教育の充実とネット・ゲーム依存対策の推進、33 頁：第 2 計画の背景 (7) スマートフォン等の利用状況  |   |
| <p>○タイトル「情報モラル教育とネット・ゲーム依存対策」自体が、「ネット・ゲーム＝問題行動」という枠に押し込んでいるので、「情報モラル教育とデジタル活用の推進（依存対策を含む）」のように、「活用」と「リスク対策」を対等を書いてほしい。</p> <p>○スマホ利用時間のグラフも「長時間利用＝課題」というニュアンスでしか扱われていないため、長時間利用であっても「全部悪」とはせず、中身（何をしているか）と安全性で評価する視点（創作・勉強・コミュニティ運営・配信などは、かなり高度な活動もある）を入れてほしい。</p>  | <p>県では、ネット・ゲームそのものを問題としているのではなく、その過剰な利用がこどもの心身の発達に様々な悪影響を及ぼすことが指摘され社会問題となっていることから、ネット・ゲーム依存症対策を総合的に推進しているところです。</p> <p>なお、33 頁の「スマートフォン等の利用時間（平日 1 日当たり）」については、学習アプリや学習のための動画サイト等の利用時間も含まれていますので、その旨を追記します。</p>                                   |
| 76～77 頁：第 4 I-11 こどもの情報モラル教育の充実とネット・ゲーム依存対策の推進 (2) ネット・ゲーム依存対策の推進 ③医療提供体制の充実と回復に向けた取組み  |   |
| <p>○「ネット・ゲーム依存を治療できる医療提供体制の整備を促進する」とあるが、ゲーム行動症の原因、および治療法について厚生労働省からの明確な治療ガイドラインは存在するのか。</p> <p>○「早期発見・早期治療のため、県内の医療従事者を対象としたネット・ゲーム依存に関する研修や連絡会を実施し、精神科と他の診療科との連携体制を構築します。」とあるが、本県の示す医学的エビデンス、および現状のコンセンサスで県下の医学者は納得していると理解してよいのか。</p> <p>○「◆オフラインキャンプの実施」とあるが、せっかくキャンプに行くのだから、スマホやタブレットを持ち歩かせ、草花や昆虫、野鳥の写真を撮らせてその場で検索させた方が教育に有用でよいのではないか。</p> | <p>現時点では、ゲーム依存の治療に関する明確なガイドラインはありませんが、県では、ネット・ゲームそのものを問題としているのではなく、その過剰な利用がこどもの心身の発達に様々な悪影響を及ぼすことが指摘され社会問題となっていることから、県内の医療機関とともに取組みを進めております。</p> <p>オフラインキャンプは、屋外の活動や同年代との交流などを通じて、ネット・ゲームの過剰な利用を防ぎ、生活習慣を見直す取組みであり、デジタル機器の持ち込みは行わないこととしております。</p> |
| 76 頁：第 4 I-11 こどもの情報モラル教育の充実とネット・ゲーム依存対策の推進   |   |
| <p>○情報モラル教育や依存（症）の防止・治療に関する対策を否定するつもりはない。しかし、依存してしまうのは、「他に夢中になれることや気を紛らわせられることがない」であったり、現実社会に相談相手がない（身近な大人に相談「出来ない」も含めて）ことであったり大きな原因であると思うので、防止以前にそもそも「依存する必要が無い」環境をつくっていくことが重要ではないかと考える。</p> <p>また、ゲーム（依存）に関しては、昨今のゲームは、以前のように自分ひとりでコンピュータゲームを</p>   | <p>県としても、ご指摘いただいた課題は認識しており、77 頁に記載している「オフラインキャンプ」として、屋外の活動や同年代との交流などを通じて、ネット・ゲームの過剰な利用を防ぎ、生活習慣を見直す取組みを実施しているところです。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>楽しむのではなく、ネットで繋がり、仲間（友だち）と一緒に協力してクリアしていくようなゲームがほとんどであると聞く。従って、ゲームの世界から自分だけ抜けることは、こどもたちにとっては「人間（友だち）関係から抜ける」ことと、大差ないことと考えているのかもしれない。適正利用に対する家庭や学校での教育指導は重要であると思うが、そういった事柄への配慮も含めた丁寧な指導が大切であると考えている。</p>  |  |
| <p>76 頁：第 4 I-11 こどもの情報モラル教育の充実とネット・ゲーム依存対策の推進 (2) ネット・ゲーム依存対策の推進①未然防止のための正しい知識の普及啓発</p> <p>○本計画（素案）において、「ネット・ゲーム依存」を未然に防ぐための取組を推進する、とする記載は、当該概念について治療や予防に関する確立した科学的根拠が存在しないとの政府答弁が示されている現状を踏まえると、行政施策として不適切であることから、表現の見直しを行うべきである。</p> <p>《意見詳細》</p> <p>本計画案では、「こどもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存」について、市町、学校、保護者等と連携し、依存状態に陥ることを未然に防ぐため、正しい知識の普及啓発を図るとされている。</p> <p>しかしながら、「ゲーム依存」「ネット依存」については、第 204 回国会参議院内閣委員会（令和 3 年 3 月 16 日）において、厚生労働省の政府参考人が「現時点で治療、予防に関する確立した科学的根拠、科学的知見は承知していない」と明確に答弁している。すなわち、当該分野については、医学的・科学的に確立された定義や予防手法が存在していないことが、政府として公式に示されている。</p> <p>このような状況下で、「依存状態に陥ることを未然に防ぐ」とする表現を行政計画に盛り込むことは、科学的根拠が確立していない概念を前提に、特定の生活様式や娯楽利用を問題視する価値判断を事実上正当化するおそれがある。これは、ゲームやインターネットの利用そのものを一律に有害視する誤解を社会に広め、子どもや保護者、教育現場に対して過度な不安や萎縮を生じさせかねない。</p> <p>よって、科学的根拠が確立していない現状を踏まえ、「未然に防ぐ」といった断定的表現は削除又は修正し、少なくとも行政が特定の価値判断に基づく介入を行うかのような誤解を招かないよう、記載内容を見直すべきである。</p> | <p>現時点では、ゲーム依存の治療に関する明確なガイドラインはありませんが、県では、ネット・ゲームそのものを問題としているのではなく、その過剰な利用がこどもの心身の発達に様々な悪影響を及ぼすことが指摘され社会問題となっていることから、県内の医療機関とともに取組みを進めております。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>・子どもの安全の確保に関すること</p>  |   |
| <p>78, 79 頁：第4 I-12 <b>子どもの安全を確保するための活動の推進 (1) 犯罪被害や性犯罪・性暴力から子どもを守る環境整備 (1つ目の○)</b></p> <p>○「○子どもたちが自分たち自身で安全を守る力を身につける CAP (子どもへの暴力防止) プログラムの導入、普及を推進します。」と加筆することを提案する。本県において、かつて「かがわCAP」という団体が県の委託事業で県下の保育所、幼稚園等で上記CAPプログラムを提供していた時期があったことを承知しているが、現在はその活動が中断しているようである。このプログラムは、子どもたちがその年齢や発達段階に応じて人権のことを学び、自分たちの「安全、安心、自信」が脅かされそうになった際に、初期段階で自分たちの「安全」を守る方法を具体的に学び、活用できるようにするものであり、本県でも県下の就学前、就学後の学校教育の中で、このプログラムの提供が行えるよう、再び事業化して後押ししていただきたい。</p>  | <p>いただいたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>   |
| <p>・子ども・若者が自分らしく意見を表明できる社会の実現に関すること</p>  |   |
| <p>81 頁：第4 I-13 <b>子ども・若者が自分らしく意見を表明できる社会の実現 (「現状と課題」の4つ目の○)</b></p> <p>○「心身ともに未熟な」という文言の削除を強く求めたい。仮に、「これは、子どもの言うことを」であったとしても、意味する内容は寸分変わることなく伝えられると思う。この文言からは、「大人」(ある一定以上の年齢? 或いは『子ども』でなくなれば) 皆自動的に心身ともに未熟ではなくなるのか? という疑問が生じ得るし、仮にそうであるならば3ページに記載されている内容と矛盾するように感じる。そして何より、この計画を子ども自身が読むことを想定した場合に、傷つけ、ショックを与える原因になり得る。即ち、「不必要な攻撃」に値すると考える。</p> <p>加えて、「保護者や大人の側が賛同できない場合、」という文言も削除を強く求めたい。上記同様、仮に、「求められているのではなく、時には子どものために」であったとしても意味する内容は変わらず伝えられると考えることに加え、「結局、保護者や大人の側の意見 (賛同) が重要視されるのか。」と読み取れる。</p> | <p>ご指摘の文の前二つ (「現状と課題」の2つ目・3つ目の○) で、子どもの意見表明権や子どもの意見の尊重の大切さを記載しておりますが、一方で、子どもの意見を全て受け入れ、実現することが求められるのではないかと心配する意見があることを踏まえ、4つ目の○で記載しているところであり、ご指摘のような意図はありません。</p> <p>いずれにせよ、大人も子どもも、ともに正しく、子どもの権利を理解し合い、最善の利益を考慮することが必要であると考えており、普及啓発に取り組んでまいります。</p> |

81 頁：第4 I-13 子ども・若者が自分らしく意見を  
表明できる社会の実現

○「現状と課題」の4つ目の○について、この文章は全文削除し、次のような文章に変更することを提案する。

「○こどもが意見を表明した際は、その意見を真摯に受け止め、最大限尊重することが重要です。ただし、その意見に対して実現等が困難な場合には、ていねいにその理由をこどもの年齢や発達段階に応じてわかりやすく納得が得られるように説明し、対話を通じて折り合いがつくように支援することが求められます。」

「こどもの権利」や「意見表明権」についての正しい理解をお願いしたい。

○「(1) 子ども・若者の権利に関する普及啓発」の1番目の○の文章に「大人もこどもも、…(中略)…、社会全体でこどもの権利を共有していけるように、周知の徹底と理解の促進に努めます。」と太字下線で加筆した文言を入れることを提案する。

ご指摘の文の前二つ（「現状と課題」の2つ目・3つ目の○）で、こどもの意見表明権やこどもの意見の尊重の大切さを記載しておりますが、一方で、こどもの意見を全て受け入れ、実現することが求められるのではないかと心配する意見があることを踏まえ、4つ目の○で記載しているところですのでご理解ください。

また、大人もこどもも、ともに正しく、こどもの権利を理解し合い、最善の利益を考えることが必要であると考えており、普及啓発に取り組むため、ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。

「大人もこどもも、…(中略)…、社会全体でこどもの権利を共有していけるように、周知と理解の促進に努めます。」

| 困難に直面する子どもへの施策に関すること  |  |
|---|--|
| ・障害のある子どもへの支援に関すること   |  |
| 85 頁：第 4 II-2 障害のある子ども、医療的ケアが必要な子ども等への支援  |  |
| <p>○特別支援学級・通級・医療的ケア児の記述は、ほとんどが「対面の場」「施設」「人員配置」の話に留まっているが、実際には、体力・感覚過敏・感染リスク・遠距離通学などの理由で、通学そのものが大きな負担の子や、医療的ケア・慢性疾患・メンタルの不調で、登校日数が大きく制限される子にとっては、授業・面談のオンライン化が「合理的配慮」そのものになる。それなのに、「障害児支援」と「ネット・ゲーム依存対策」が別章に分かれていて、「ICT を前提にした合理的配慮」という視点が欠けているため、障害児施策の中に、授業・HR・進路指導・学校行事のオンライン参加（ハイブリッド授業）を、合理的配慮として位置づける在宅・病院・施設からの学びを支えるための端末貸与・通信費支援通級指導や相談支援のオンライン化（本人が画面越しの方が安心できるケースも多い）を明記してほしい。</p>  | <p>ご指摘の、登校困難な子どもに対する授業等のオンライン化は、合理的配慮の一つと認識しており、多様な学びの機会を保障していくことは重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>  |
| 85 頁：第 4 II-2 障害のある子ども、医療的ケアが必要な子ども等への支援  |  |
| <p>○「(2) 発達障害児への支援」については、確かに重要なことではあると考えるが、様々な障害（身体、知的等）ある中で、「発達障害」のみを項目立てて取り上げていることが、一種の特別扱いのような感覚を受ける。</p> <p>また、発達障害について当事者が生きづらさを感じるのは、障害そのものよりも、障害への無配慮やそれに伴う不適切な対応や過剰適応を継続的に強いられた結果の二次障害によるものの方が大きなウエイトを占めていると考える。その点を考慮に入れた支援策や予防策もとても重要ではないかと考える。支援者の理解促進や県民への啓発は、そのために行われるということをもっと前面に打ち出して欲しい。また香川県が実施する施策がそうであって欲しいと願う。</p> <p>○「(4) 専門的支援が必要な障害者への支援」については、まず当該計画の性格からして、「専門的支援が必要な障害児への支援」ではないかと考える。また、この表現であれば「専門的支援が必要でない障害児」等存在するのかと疑問に感じる。</p> <p>○「強度行動障害」については、本来の障害ではなく、本来の障害特性に対する不適切な対応が繰り返された結果として、本人の状態が極度に悪化してしまった状態であると考えられるため、「対応」ではなく、「発現させないための適切な支援」を行うことが大切であるとする。</p> | <p>ご指摘のとおり、発達障害の当事者が生きづらさを感じないように、周囲の正しい理解と適切な対応が必要なことから、県としては重要な項目の一つと考えております。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>86 頁「専門的支援が必要な障害児への支援」</p> <p>「対応」はあくまで行動（現象）への対応なので予防的視点を考えると「支援」が適切と考えます。ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>87 頁「強度行動障害を有する子どもへの適切な支援を行うため、…（以下省略）…」</p> |

・児童虐待の防止と社会的養育の推進に関すること

88 頁：第 4 II-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進 (1) こどもの権利擁護の推進の 4 つ目の○

○「こどもから児童福祉審議会児童相談部会に措置や処遇に係る意見等の申立てができる仕組みをこどもに  
ていねいにわかりやすく説明し、申し立てがあった場合には適切に運用します。」と太字下線で修正、加筆した文言を入れることを提案する。

その理由は、私は現在、本県の委託事業の意見表明等支援員として一時保護施設や児童養護施設等の子どもアドボカシー活動に携わっているが、この仕組みについて面談した子どもたちが十分に説明を受けているのかどうか、子どもたちからは伝わってこないためである。子どもたちは、自分の措置や処遇に不満があっても、その仕組みを利用できることがよく理解できておらず、意見表明等支援員による意見表明等支援までは受けることができても、自分の意見表明に対する回答に納得できない場合に、それ以上の仕組みの活用には至っていないのが現状。

ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。

「児童相談所の措置、一時保護に不服がある場合や、施設や里親宅での生活で不満がある場合等は、児童福祉審議会児童相談部会にも申し立て  
ができることやその仕組みを、こどもに丁寧に  
わかりやすく説明し、申し立てがあった場合には  
適切に運用します。」

89 頁：第 4 II-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進 (2) 児童虐待対策の推進 ②児童虐待の早期発見・早期対応の 3 つ目の○

○「その他の関係機関、団体等との連携強化」と太字下線で加筆した文言を入れることを提案する。

その理由は、子どもや保護者・家族と接している児童福祉関係団体が虐待の疑いで児童相談所へ通告したのち、支援団体として支援チームの一員として連携・協働の意思を伝えたのだが、児童相談所が情報共有や連携・協働をしてくれなかったとの話をいくつか耳にした。

しかし、個別の事例でチームを組んで役割分担して子どもとその保護者・家族を支援する必要がある場合に、児童相談所が「守秘義務」の壁を作るのではなく、必要な場合は「守秘義務」についての連携・協働協定とか契約文書などを締結して団体等との信頼関係を構築し、支援を行った方がより良い支援につながると考える。

ご意見の趣旨を踏まえ、以下の通り修正します。

「…(省略)…その他の関係機関・団体との連携強化を推進します。…(以下省略)…」

|   |  |
|---|--|
| <p>90 頁：第 4 II-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進 (4) 家庭と同様の環境における養育の推進</p> <p>○ (4 つめの○) 「できる限り良好な家庭的環境」について、一般的には、「」で括らずとも、「できる限り良好な家庭的環境において…」と文章を続けていく方が自然な日本語である。「児童福祉法」の条文上でこの用語が使われているために、「」で括っているであろうと思うが、もしそうであるならば、例えば「児童福祉法で規定された「できる限り良好な家庭的環境」において…」と記す方が一般の方が違和感なく読めると考える。</p> <p>○ (5 つめの○) 「被虐待による愛着形成の課題」とあるが、愛着形成に課題が生じ得るのは、被虐待のみが原因ではないため、単に、「愛着形成の課題や、障害、…」の方が良いと考える。</p>   | <p>ご意見の趣旨を踏まえ、第 4 II-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進 (4) 家庭と同様の環境における養育の推進の 91 頁のご指摘の箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>(4 つめの○)</p> <p>○… (省略) …<u>できる限り良好な家庭的環境</u>において養育を行えるよう、… (以下省略) …</p> <p>(5 つめの○)</p> <p>○<u>愛着形成の課題</u>や、障害、発達特性など、… (以下省略) …</p> |
| <p>・いじめや不登校に対する取組みに関すること</p>  |  |
| <p>55 頁：第 4 I-3 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進、92 頁：II-4 いじめや不登校に対する取組み</p> <p>○構成上、「こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育」「いじめ・不登校への取組み」が中心で、「学校以外の学び」や「多様な就学形態 (通信制・サポ校・オンラインスクール等)」がほぼ見えないため、「いじめや不登校に対する取組み」の中に、通信制高校・定時制高校・通信制大学・ネットスクール等への進路支援、不登校状態でも、オンライン学習や趣味活動を通して身につけた力を評価し、高校・大学・就職に繋げる仕組み (ポートフォリオや資格、高卒認定+単位認定など)、オンラインフリースクールとネットの居場所との連携、を明記してほしい。</p> <p>○早期発見・早期対応、在籍校への復帰支援が中心になりがちで、通信制高校・定時制・高卒認定、オンライン講座・MOOC・民間のネット塾、趣味や創作活動から学力・スキルを育てるルートなど、「別ルートで育っていく道」を制度的に認める発想が薄いため、「復学だけがゴールではなく、多様な学びと生き方を支える」という文言を、基本方針レベルに入れてほしい。</p> <p>○不登校やいじめ経験のある子がオンラインで学ぶ、ネット上の趣味コミュニティや Discord・ゲーム内 VTuber 配信などが、現実での逃げ場のない子のセーフティネットになっている。不登校・いじめ・発達障害・病気などで通学困難なこども向けのオンライン学習支援 (在籍校+通信制+ネット教材の組み合わせなど) を施策に追記してほしい。</p> | <p>不登校児童生徒への支援は、学校に登校することのみを目標とせず、個々の児童生徒に寄り添い、多様な学びの機会を保障していくことは重要と考えております。いただいたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| 子育て当事者の施策に関すること  |   |
| ・共働き・共育てに関すること   |   |
| <p><b>102 頁：第4 Ⅲ-3 共働き・共育ての推進</b></p> <p>○リモートワークは重要な就労機会である一方で、親のテレワークが長時間化すると、「家にはいるけどかまってもらえない親」としてこどものストレス源にもなり得るといふ両面がある。テレワークがこどもの生活に与える影響への配慮（オンライン会議中の子どもの居場所、騒音配慮、親子の時間の確保など）について、入れてほしい。</p>     | <p>ご指摘のテレワークは「共働き・共育ての推進」に資する就労環境の一つとして認識しておりますが、本計画では個別の就労環境に特化した記載はしておりませんのでご理解ください。</p>  |
| ・ひとり親家庭への支援に関すること  |   |
| <p><b>104 頁：第4 Ⅲ-4 ひとり親家庭への支援（「現状と課題」の1つ目の○）</b></p> <p>○「ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担っており」との表記は、読みようによっては、「男性は外で働き、女性は子育てを行う。」という古典的な考え方を推奨しているように取れなくもないと思うので、単に、「ひとり親家庭の親は、住居、収入、…」の方が良いと考える。</p> | <p>ひとり親家庭が置かれている状況を説明したもので、古典的な考え方を推奨するような意図はありませんのでご理解ください。</p> <p>なお、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においても、「仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭」との記載があるところです。</p> |

その他全般的なこと

・出生数に関すること

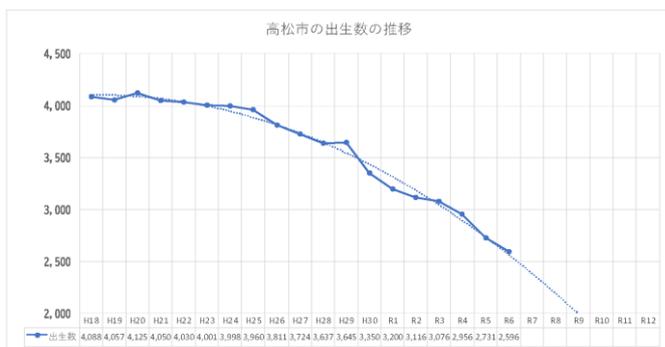
42 頁：第 3 V 減少する出生数の反転に向けて

○「ラストチャンス」の 2030 年までに少子化の流れを反転」について、反転させる為の覚悟を示す上でも、具体的な出生数の目標値を提示すべきである。

今後、「2030 年までに少子化の流れを反転させる」ことを評価・検証する際のことを想像すると、例えば、2029 年まで減少し続け 2030 年に 2029 年よりも 1 人でも増加すれば、反転したと評価されることとなるのか、「流れを反転させる」ことの定義や考え方が曖昧であると感じる。

提案として、こども計画を策定する時点(R8.3)の直近の出生数(R7 年)よりもプラス $\alpha$ 増加させることを目標として、具体的な数値を提示して、覚悟を示すべきである。

香川県内の出生数のうち約 5 割【令和 6 年の出生数、2,596 人(高松市) / 5,059 人(香川県)】を占めている高松市の出生数を増加させることは、とても大切だと思う。高松市の令和 7 年の出生数は、令和 7 年 12 月 1 日時点(2,436 人)で、令和 6 年の同時期(2,373 人)と比較して、プラス 63 人となっていて、増加に転じつつある。その反転の流れを頓させることが大切で、過去にも 1 年間(平成 20 年、29 年)だけ増加に転じた年もあったが、その翌年(平成 21 年、30 年)には減少となって、反転の流れにつながっておらず、トレンドとして、減少傾向が続いている。



当該目標は、42・43 頁に記載するとおり、出生数を増加の流れへと反転させることを掲げたものであり、単年のみの増減を目標としているものではありません。

また、出生数の具体的な目標値について、もとより結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、一人ひとりの価値観や考え方が尊重されるべきであることは大前提であり、数値を定めることは適当ではないと考えます。

・教育・保育の量の見込み等に関すること

109 頁：第 5 I 教育・保育の量の見込みと確保方策等

○法規定上、必須記載項目であることは承知しているが、基本的に行政職員や認定こども園等を運営している事業者に関わりがあることであり、一般の県民には内容的にも専門的であり関心も高くないのではないかと考える。可能であれば、参考資料的な位置付けで巻末等に配置することは出来ないものかと感じる。

「教育・保育の量の見込みと確保方策」は、子ども・子育て支援法上、必要な項目であるため、ご理解ください。

なお、「県内市町ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策」については、巻末に記載します。

|   |  |
|---|--|
| <p><b>115 頁：第 5 II 地域子ども・子育て支援事業の提供体制</b></p> <p>○実施している市町と実施していない市町がある事業においては、実施している市町名を記した方が、情報を求めている当事者には優しい対応ではないかと考える。</p>   | <p>ご意見の趣旨を踏まえ、146 頁に、地域子ども・子育て支援事業の実施市町一覧を作成し、掲載します。</p>   |
| <p>・指標に関すること</p>  |  |
| <p><b>122 頁：第 6 IV 目標指標</b></p> <p>○目標項目の 1 番目に『『こどもの権利』について知っていると言えるこどもの割合』を追加し、「計画策定時」は「調査中」、「目標（目指したい姿）」は「100%」と入れることを提案する。まずは大人が「こどもの権利」について 100%の人が「知っている」と言えるようになる必要があるが、大人も子どもともに学習する中で、すべての子どもが「こどもの権利」を知り、機会があれば年齢や発達段階に応じて自分の意見を表明することができるようになることが重要であるため、このことを大事な目標指標にする必要があると考える。</p>   | <p>目標指標は、本計画の基本理念、すなわち目指したい姿を示す指標として設定したものであり、自己肯定感やこどもまんなかのまちづくり、意見表明権の保障を、こどもにわかりやすい表現で問うた調査結果を用いることとしています。</p> <p>こどもの権利について、その達成度を図る直接的な調査の実施や、目標指標としての設定はしませんが、その正しい理解を通じて、基本理念の実現を目指してまいります。</p> |
| <p><b>123～126 頁：第 6 V 検証指標</b></p> <p>○検証指標は、「不登校率」「いじめ件数」「スマホ長時間利用」など、リスク・問題のモニタリング中心になりがちだが、オンライン・通信制の観点からすると、「問題を減らす指標」だけでなく、ポジティブな参加・活用の指標も重要であるため、例えば、下記(1)～(4)のような指標の追加を提案する。</p> <p>(1)不登校児童生徒のうち、オンライン授業・フレースクール・通信制等何らかの学びに参加できている割合<br/> (2)医療的ケア児・長期入院児のうち、端末を通じて在籍校の授業や行事に参加できている割合<br/> (3)若者のうち、オンライン講座・通信制大学・職業訓練の e ラーニングを利用している割合<br/> (4)オンライン居場所・相談窓口の利用件数・満足度</p> | <p>検証指標については、県や国の統計データ等の指標を抽出し、継続的に追跡・把握することで施策の進捗を検証していくことを目的に設定しています。</p> <p>ご提案の指標については、捕捉や把握することが困難であるため、追加することは考えておりません。</p>  |
| <p><b>123～126 頁：第 6 V 検証指標</b></p> <p>○現状や出典に、「(香川)」や「香川県～」と記載があるものは解るが、そうでないもの(例えば「妊娠 11 週以内での妊娠の届け出率」等)は、香川県の割合なのか、全国の割合なのかが解らない。</p> <p>また、「★」のように都道府県別データのない項目については、貴課或いは支援会議等で(全国値を参考に)独自に香川県のデータを算出することは出来ないのか。一から県民を対象に調査・集計を行う必要があるのであれば現実的ではないと思うが、計算により算出出来るのであれば、行うべきではないかと考える。</p>  | <p>ご意見の趣旨を踏まえ、検証指標の末尾に記載している注釈を 123 頁の冒頭に記載します。</p> <p>なお、★がついている項目が、「香川県」のデータがない項目です。</p> <p>また、これらのデータは、独自に香川県のデータを算出することができませんのでご理解ください。</p>  |
| <p><b>124 頁：第 6 V 検証指標</b></p> <p>「あなたがスマートフォンやゲーム機などを利用することについて、家で決めていること(ルール)を守れていますか」に「守れている」と回答した児童生徒の割合、とあるが、家庭内で特にルールを定めていない世帯の子どもへの配慮が不足しているのではないかと考える。</p>  | <p>この調査は、「家で何らかのルールがある」と回答した児童・生徒に対して、そのルールを守れているかどうかを問うたものです。</p>   |

・用語の解説に関すること

75 頁：第4 I-10 健やかな成育のための保健・医療体制の充実 (3) プレコンセプションケアの推進

○一般の県民の方には非常に馴染みが薄く、解かり辛い用語ではないかと考える。計画の完成版には「用語解説」等が付記されるのかもしれないが、明らかに専門（特殊な）用語と思えるので、施策の説明の前に、「プレコンセプションケアとは」という説明が必要ではないかと考える。なお、用語解説等を付記する場合にも、巻末等当該ページから離れた場所ではなく、当該ページの欄外等に記載した方が、「読み手」にとって理解しやすいと考える。

「プレコンセプションケア」の意味については、74 頁の「現状と課題」の中で概要を記載しております。

また、「香川県子ども計画」の完成版においては、「用語の解説」の項目を設ける予定としており、その中でも、プレコンセプションケアについて記載します。

90 頁：第4 II-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進 (3) パーマネンシー保障の理念に基づく養育の推進

○一般の県民の方には非常に馴染みが薄く、解かり辛い用語ではないかと考える。計画の完成版には「用語解説」等が付記されるのかもしれないが、明らかに専門（特殊な）用語と思えるので、施策の説明の前に、「パーマネンシー保障とは」という説明が必要ではないかと考える。なお、用語解説等を付記する場合にも、巻末等当該ページから離れた場所ではなく、当該ページの欄外等に記載した方が、「読み手」にとって理解しやすいと考える。

ご意見の趣旨を踏まえ、

88 頁の「3 児童虐待の防止と社会的養育の推進」の「現状と課題」のうち、「家庭養育優先原則に基づく代替養育の推進」の見出し及び内容について、次のとおり修正します。

(パーマネンシー保障の理念及び家庭養育優先原則に基づく養育の推進)

○ こどもが将来を見通せる安定した養育環境が、愛着や自己肯定感を育てることにつながり、こどもの心身の健やかな成長・発達・自立に重要な役割を果たすとされていることから、信頼できる大人との永続的な関係をベースにした育ちの場の保障であるパーマネンシー保障の理念に基づく養育の推進が求められています。

○ 代替養育を必要とするこどもについては、・・・(以下省略(修正なし))・・・

また、「香川県子ども計画」の完成版においては、「用語の解説」の項目を設ける予定としており、その中で、パーマネンシー保障について記載します。

|   |  |
|---|--|
| <p>・その他に関すること</p>   |  |
| <p><b>【全体を通して】</b></p> <p>○こども家庭福祉施策全体を網羅している、非常に秀逸な計画と感じた一方で、秀逸ではあるが、当事者（こどもや子育て家庭）にとって、あまり寄り添えていないのではないかと、という印象を受けた。何点か意見させて頂いたが、法規定を参照する際の書きぶりや、専門用語等、一般の県民には非常に解かり辛いのでは、と感じる箇所が見受けられた。この「こども計画」が、香川県民（特に現在子どもや子育て家庭当事者である方）のための計画なのであれば、その方たちが読んだ際の解りやすさという点に最大の注意を払う必要があるように感じる。</p> <p>○相談しやすい環境整備等について書かれている箇所が何カ所か見受けられるが、相談を受け止める窓口担当者等が、「そのようなことは（客観的に）たいしたことではない。」と受け止めてしまい、それを無意識のうちに態度に表してしまったら、何の意味もないどころか、相談者を余計に傷つけてしまうことになってしまうと考える。「客観的にどんなに小さな問題であろうと、相談者本人にとっては大問題。大問題だからこそ、指導や助言をするよりも、相談者と一緒に考える。」という認識を持つことが必要であると考え。</p> <p>○「こどもの発達段階に応じた保護者への助言」といった記載があったように思うが、全てのこどもが標準的な発達の道筋を辿る訳ではない。必要に応じて専門機関の受診や相談を案内することも大切ではあるが、保護者に不安を与えてしまう場合もあり得る。なので、年齢等に捉われ過ぎず、「今、このこどもはこのような段階にいるから、こういった関わり方が効果的ですよ。」といった助言を出来ることも大切と考える。</p> <p>○最後に、近年いわゆる「高松乳児3遺体」事件という事件が起きてしまったことも踏まえ、プレコンセプションケアや、同じような事案を起こさせないための対策をもう少し踏み込んで計画に盛り込んで良かったのではないかと考える。</p> | <p>本計画の主たる内容について、平易な表現で記載した「やさしい版」を作成し、こども・若者をはじめ、多くの人に、わかりやすい周知に努めます。</p> <p>また、若年出産や予期せぬ妊娠、貧困など、特に丁寧な支援が必要な特定妊婦等への支援は89頁に記載しています。</p> <p>なお、その他のご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |
| <p><b>【その他】</b></p> <p>○こどもの一時期だけ必要なものの無料レンタル等の取組の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャイルドシートの無料レンタル</li> <li>・こどもの保育所などへの送り迎えの為に電動自転車の無料レンタル</li> <li>・おむつの無料配布と使用済みおむつの回収など</li> </ul>  | <p>いただいたご意見は、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>  |